

須影二区自主防災会規約

(目的)

第1条 この会は、須影二区自治会運営規約第5条に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、須影二区自主防災会（以下、「本会」という）と称し、事務所は、自治会長宅に置く。

(区域)

第3条 本会の区域は、須影二区の区域とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、須影二区内の世帯をもって構成する。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及、啓発に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に資するため、地区内の災害危険場所の把握に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難誘導、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること
- (5) 防災資機材の整備に関すること
- (6) 他組織との連携に関すること
- (7) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--|-------|
| 1 会長（自治会長兼任） | 1名 |
| 2 副会長（副自治会長の中から互選） | 1名 |
| 3 防災委員（副自治会長・評議員並びに消防団員等の中から会長が任命） | 30名以内 |
| 4 防災委員の中から、避難誘導、情報収集、消火、救出・救護、給食・給水の各担当者は、会長が任命する。 | |
| 5 要介護者支援委員（民生委員） | 3名 |
| 6 支援委員（新堀組・林組・下組及び南羽生の全班長） | |

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次の各号に定めるものとする。災害発生時においては、各々が自らの安全確保・家族の安否確認を最優先にし、その後に、安全確認をしつつ、それぞれの担当任務に当たるものとする。

- (1) 会長は、須影自主防を代表し、会務を統括し、災害発生時における応急活動の指揮・監督を行うとともに、関係機関との連絡調整に当たる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- (3) 防災委員は、日頃から住民に対し啓発活動・災害防止運動を行うとともに、災害発生時には、それぞれの任務に当たる。
- (4) 要介護者支援委員は、常日頃より、要介護者の状況把握に努め、災害時には、その安否確認を行い、状況により関係者に連絡、支援要請を行う。
- (5) 支援委員は、日頃より、班内の動態把握に努め、災害発生時には、その被害状況並びに安否確認等を行い、応急活動に当たる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。ただし、支援委員は、1ヶ年とする。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集し行う。

なお、緊急事態が発生した場合は、臨時招集し、対策会議を行う。

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、次の事項について防災計画を作成する。

- (1) 地震等の発生時に於ける防災組織の班編成及び任務分担表の作成に関する事
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事
- (3) 災害危険場所の把握に関する事
- (4) 防災訓練に関する事
- (5) その他必要な事項

(経費)

第11条 本会の運営に関する経費は、須影二区自治会、本会計の負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第13条 監査は、毎年1回行うものとし、自治会監査役が監査を行うものとする
監査結果は、自治会総会において、報告しなければならない。

附則

この規約は、平成26年4月6日に制定し、平成26年4月1日に遡って施行する。

附則

この規約は、平成27年3月29日に改正し、28年4月1日から施行する。(一区の規約と二区の規約を分割し改正した。)

附則

この規約は、平成29年3月25日に改正し、平成29年4月1日から施行する。